

第95回

定時株主総会招集ご通知

■ 開催日時

2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

■ 開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京4階 「山吹」

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/2109/>



三井製糖株式会社

(証券コード 2109)

目次

第95回定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 取締役8名選任の件	5
(添付書類)	
事業報告	
I 企業集団の現況	12
1. 事業の経過及びその成果	12
2. 設備投資及び資金調達の状況	15
3. 対処すべき課題	16
4. 財産及び損益の状況の推移	17
5. 重要な子会社の状況	18
6. 主要な事業内容	19
7. 主要な営業所及び工場	19
8. 使用人の状況	20
9. 主要な借入先及び借入額	20
II 会社の現況	21
1. 株式の状況	21
2. 会社役員の状況	22
3. 会計監査人の状況	26
4. 業務の適正を確保するための体制	26
連結貸借対照表	30
連結損益計算書	31
貸借対照表	32
損益計算書	33
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	34
計算書類に係る会計監査人の監査報告	35
監査役会の監査報告	36

「スマート招集」サービスを導入しています。



当社では、株主さまとのコミュニケーションのさらなる進化を図るべく、招集ご通知の主要なコンテンツが、パソコン・スマートフォンでご覧いただける「スマート招集」を導入しています。

右記のURLまたはQRコードよりアクセスいただきご参照ください。



<https://p.sokai.jp/2109/>

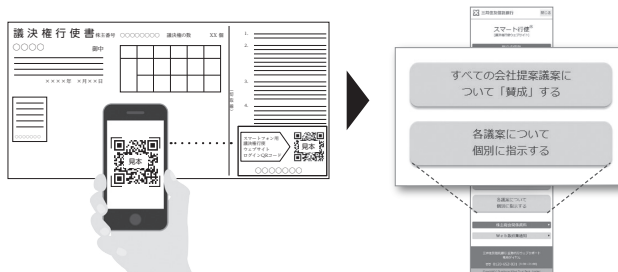
議決権行使書用紙記載の株主固有のQRコード®をスマートフォンで読み取るだけで、議決権行使コード・パスワードに煩わされず議決権の行使が可能になりました。

- ◆ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ◆ パソコンの起動・行使サイトへの遷移も不要
- ◆ 面倒な議決権行使コード・パスワードの入力が不要

(注) 利用されているQRコード®読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。QRコード®読取によるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(注) 書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



2019年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
三井製糖株式会社
代表取締役社長 雑賀大介

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（3頁）をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京4階「山吹」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-sugar.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.mitsui-sugar.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行出来ます。

- ※1.インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取扱いします。
- ※2.議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

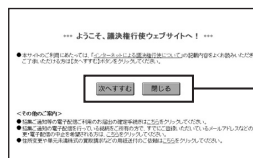
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> ウェブ行使

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を基本としております。配当金額につきましては、将来の成長に向けた事業展開と、経営基盤強化のための内部留保の充実にも配慮し、配当性向35%を目途として都度の経営環境を考慮しながら決定してまいります。また、更なる企業価値向上に向け機動的な資本政策の推進にも努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、上記方針に則り、業績などを踏まえ、株主の皆様への利益還元、財務体質・経営基盤の強化のための内部留保の充実、並びに再生産と成長に必要な投資を総合的に勘案し、1株当たり55円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当として55円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は一株につき110円、配当性向は42.8%となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金55円 総額1,468,606,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会への出席状況
1	さいが だいすけ 雑賀 大介 再任	代表取締役社長CEO	11回／11回
2	たご ゆうたろう 多胡 祐太郎 再任	取締役専務執行役員	11回／11回
3	のむら じゅんいち 野村 淳一 再任	取締役専務執行役員 砂糖生産本部長	11回／11回
4	みか やまひでゆき 三箇 山秀之 再任	取締役専務執行役員CFO	11回／11回
5	はん だ じゅんいち 半田 純一 再任 社外 独立	—	11回／11回
6	かわむら ゆうすけ 川村 雄介 再任 社外 独立	—	11回／11回
7	たま い ゆうこ 玉井 裕子 再任 社外	—	11回／11回
8	よし かわ みき 吉川 美樹 再任 社外	—	11回／11回

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1 再任	 <small>さいが だいすけ</small> 雑賀 大介 (1955年3月16日)	1977年4月 三井物産株式会社入社 2008年4月 同社執行役員人事総務部長 2010年4月 同社常務執行役員チーフコンプライアンスオフィサー (CCO) 2010年6月 同社代表取締役常務執行役員、CCO 2012年4月 同社代表取締役専務執行役員 2014年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2016年4月 同社取締役 2016年6月 当社代表取締役社長CEO (現任)	3,300株
(選任理由)		商社の経営者としての経験及び実績や、誠実な職務遂行に必要な知見と監督能力を引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。	
2 再任	 <small>た こ ゆうたろう</small> 多 胡 祐太郎 (1956年6月26日)	1979年4月 三井物産株式会社入社 2002年2月 同社関西支社食料部食糧営業部長 2004年4月 同社食料・リテール本部糖質醗酵部砂糖・澱粉製品室長 2006年12月 同社食料・リテール本部糖質醗酵部長 2007年6月 当社社外取締役 2011年5月 当社取締役常務執行役員 2013年12月 北海道糖業株式会社取締役 2014年4月 当社取締役専務執行役員 (現任) 2014年12月 ニュートリー株式会社取締役 (現任) 2017年4月 当社フードサイエンス本部長 2018年6月 当社砂糖営業本部長 (重要な兼職の状況) ニュートリー株式会社取締役	6,400株
(選任理由)		商社及び当社において営業部門の長を歴任しており、営業部門を中心とする幅広い経験と識見を引き続き当社経営の舵取りに活かすことを期待するものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3 再任	 のむら じゅんいち 野村 淳一 (1958年10月26日)	1981年4月 当社入社 2008年4月 当社生産本部千葉工場長 2010年4月 当社執行役員生産本部神戸工場長 2013年4月 当社上席執行役員砂糖生産本部神戸工場長 2014年4月 当社常務執行役員砂糖生産本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員砂糖生産本部長 2016年4月 当社取締役専務執行役員砂糖生産本部長(現任)	2,260株
(選任理由)		当社生産部門における永年の経験と識見を引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。	
4 再任	 みかやま ひでゆき 三箇山 秀之 (1955年8月21日)	1979年4月 三井物産株式会社入社 1999年4月 米国三井物産株式会社財務Dept. General Manager 2007年4月 三井物産株式会社財務統括部長 2009年4月 同社総合資金部長 2011年4月 同社執行役員総合資金部長 2012年4月 同社執行役員中部支社長 2013年4月 同社常務執行役員中部支社長 2014年6月 株式会社りそな銀行社外取締役(現任) 2014年6月 当社取締役常務執行役員CFO、財經本部長 2015年4月 当社取締役常務執行役員CFO 2017年4月 当社取締役専務執行役員CFO(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社りそな銀行社外取締役	2,600株
(選任理由)		商社での財務関連業務を通じた幅広い経験と知識を有しており、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。	


招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p>5</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>はんた じゅんいち 半 田 純 一 (1957年2月13日)</p>	<p>1979年4月 東亜燃料工業株式会社入社</p> <p>2002年2月 ブーズ・アレン・ハミルトン代表取締役</p> <p>2005年4月 株式会社マネジメント・ウィズダム・パート ナーズ・ジャパン代表取締役社長</p> <p>2013年4月 武田薬品工業株式会社人事部長</p> <p>2013年6月 同社コーポレートオフィサー人事部長</p> <p>2014年10月 同社グローバルHR</p> <p>2015年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2015年7月 株式会社マネジメント・ウィズダム・パート ナーズ・ジャパン代表取締役社長（現任）</p> <p>2016年4月 東京大学大学院経済学研究科特任教授 （現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 東京大学大学院経済学研究科特任教授 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ ジャパン代表取締役社長</p>	<p>0株</p>
<p>（社外取締役候補者とした理由） 経営戦略、特に人材戦略の立案に深い造詣と実績を有しており、客観的見地 から社外取締役としての職務の適切な遂行を期待するものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p>6</p> <p>再任 社外 独立</p>	 <p>かわむら ゆうすけ 川村雄介 (1953年12月5日)</p>	<p>1977年4月 大和証券株式会社入社 1997年1月 同社資本市場本部シンジケート部長 2007年6月 日本証券業協会自主規制会議公益委員 規律委員会委員 2010年4月 財団法人日本証券経済研究所理事 2011年1月 財務省財政制度等審議会委員（現任） 2012年4月 株式会社大和総研副理事長 2013年2月 金融庁企業会計審議会委員（現任） 2013年5月 内閣官房官民ファンドの活用推進に関する 関係閣僚会議幹事会有識者委員（現任） 2013年11月 株式会社海外需要開拓支援機構社外取 締役（現任） 2016年5月 中国南開大学客員教授（現任） 2017年1月 広東省社会科学院客員研究員（現任） 2017年6月 当社社外取締役（現任） 2018年6月 公益財団法人日本証券経済研究所評議 員（現任） 2019年4月 株式会社大和総研特別理事（現任） 日本証券業協会特別顧問（現任） 嵯峨美術大学客員教授（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社大和総研特別理事</p>	<p>0株</p>
<p>（社外取締役候補者とした理由） 出身分野での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から社外取締 役としての職務の適切な遂行を期待するものであります。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p>7</p> <p>再任</p> <p>社外</p>	 <p>たまい ゆうこ 玉井 裕子 (1965年11月28日)</p>	<p>1994年4月 弁護士登録 長島・大野法律事務所入所</p> <p>2000年9月 Covington & Burling LLP (Washington, D.C.) 勤務</p> <p>2001年1月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2001年4月 長島・大野・常松法律事務所</p> <p>2003年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー 弁護士 (現任)</p> <p>2015年6月 株式会社国際協力銀行社外監査役 (現任)</p> <p>2017年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2019年4月 公認会計士・監査審査会委員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士 株式会社国際協力銀行社外監査役</p>	<p>0株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、客観的見地から社外取締役としての職務の適切な遂行を期待するものであります。</p>			
<p>8</p> <p>再任</p> <p>社外</p>	 <p>よしかわ みき 吉川 美樹 (1961年12月26日)</p>	<p>1984年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2000年3月 日本インフォメーション・リソース株式会社代表取締役社長</p> <p>2007年10月 三井物産株式会社食料・リテール本部物流 事業推進部長</p> <p>2008年4月 同社食料・リテール本部食料・リテール物流部長</p> <p>2010年10月 同社食料・リテール本部リテール事業部長</p> <p>2012年2月 同社アジア・大洋州本部食料・リテール商 品本部長兼アジア・大洋州三井物産株式会 社S.V.P.</p> <p>2015年4月 同社執行役員食糧本部長</p> <p>2016年4月 同社執行役員食料本部長</p> <p>2017年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2019年4月 三井物産株式会社常務執行役員食料本部 長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>三井物産株式会社常務執行役員食料本部長</p>	<p>0株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>出身分野での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から社外取締役としての職務の適切な遂行を期待するものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 半田純一、川村雄介、玉井裕子、吉川美樹の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、半田純一、川村雄介の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本総会において両氏の再任が承認された場合、当社は両氏を引続き独立役員とする予定であります。
4. 玉井裕子氏は、東京証券取引所の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、同氏が所属する法律事務所の方針により、当社は同氏を独立役員として指定する予定はありません。
5. 川村雄介、玉井裕子の各氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、候補者選任理由欄に記載のとおり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 吉川美樹氏は現在及び過去5年間において当社の特定関係事業者である三井物産株式会社の業務執行者であり、過去2年間においても同社から給与等の支給を受けており、今後も同社から給与等の支給を受ける予定であります。
7. 半田純一氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
8. 川村雄介、玉井裕子、吉川美樹の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
9. 半田純一、川村雄介、玉井裕子、吉川美樹の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

(1) 経営環境

当連結会計年度のわが国経済は、地震や豪雨など自然災害の影響が見られましたが、雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米中貿易摩擦への懸念や国際情勢の不安定感は払拭できず、依然として先行き不透明な状況が続きました。

一方、アジアを中心とする海外食品市場では健康志向や本物志向といった多様化が急速に進むなど、益々活気を帯びてきております。

当社は、既存事業の収益力強化を図ると共に、このような動きに対応して成長分野へグループ経営資源を積極的に投入し、新たな事業基盤の確保を進めてまいりました。当連結会計年度においてはシンガポール、中国、タイにおいて新規投資を実行するなど、アジア地域の成長取り込みを目指し未来に対する布石を着実に打ってまいりました。

(2) 当社グループの概況

(砂糖事業)

砂糖事業の原料価格に影響を及ぼす海外粗糖相場は、期初は1ポンド当たり12セント半ばでスタートしたのち、世界的な需給緩和観測の拡大を受け、一時10セント台まで下落いたしました。その後、12セント台後半まで回復したものの、8月にかけて世界最大の砂糖生産国であるブラジルの順調な生産状況や在庫率上昇を受け大きく上下を繰り返しつつ、9月後半には約10年ぶりの安値圏となる9セント台に突入しました。その後投機資金の流入から一時14セントまで急騰いたしました。短期にて再び下落基調に転じた後、12セント台を中心とした小刻みな動きが続き、12セント半ばで期末を迎えました。精製上白糖の国内市中相場につきましては、期初1kg当たり189~190円で始まり、海外粗糖相場の下落を受け、出荷価格の引き下げを7月に実施したことから187~188円にて期末を迎えました。

販売面では、西日本豪雨や台風21号の影響、家庭用小袋の年末需要の縮小も響き、荷動きは低調に推移し、全体の販売量は前年実績をやや下回りました。生産面では、燃料費の上昇や安定操業のための設備更新による減価償却費等の製造固定費の増加、また、海外粗糖相場が低位で推移したため、前期からの持ち越し原料在庫が製品販売価格に対し相対的に高値となったことから減益となりました。

一方、海外には大きく事業領域を広げました。タイでは東南アジア地域の量と質両面における砂糖ニーズの増大に応えるため、Kaset Phol Sugar Ltd.の製糖工場の設備の刷新と増強を進めております。また、シンガポールにおいて圧倒的なブランドを有するSIS'88 Pte Ltdを買収し、東南アジアや中東での事業展開の拠点を確保いたしました。また、中国においては国有会社の中糧集団傘下の中糧糖業遼寧有限公司に出資いたしました。これらの積極的な投資により今後はのれん償却等の会計上のコストが発生しますが、当該拠点を核に当社グループの海外事業の拡大を図り、投資の早期果実化に取り組んでまいります。

国内の連結子会社につきましては、北海道糖業(株)において販売価格の低下や燃料価格上昇による輸送コスト増加に加え、北海道胆振東部地震の影響がありました。生和糖業(株)においては天候不順によるサトウキビの低糖度の影響により減益となりました。

以上の結果、売上高は841億17百万円（前連結会計年度比0.3%増）、営業利益は23億50百万円（同46.9%減）となりました。

(期中の砂糖市況)

国内市中相場（日本経済新聞掲載、東京上白大袋1kg当たり）

始値	高値	安値	終値
189円~190円	189円~190円	187円~188円	187円~188円

海外粗糖相場（ニューヨーク砂糖当限、1ポンド当たり）

始値	高値	安値	終値
12.33セント	14.24セント	9.83セント	12.53セント

(フードサイエンス事業)

フードサイエンス事業は、パラチノースが有する運動持久力向上効果のPRが奏功し、大手飲料メーカーより新商品に採用される等、販売量が増加しました。パラチニットの販売も大手ユーザー向けが好調に推移し、増収増益となりました。

一方、連結子会社につきましては、ニュートリー(株)において売上減少の他、営業体制強化のための人件費及び運送費等の増加により減収減益となりました。また、(株)タイショーテクノスにおいては増収ではあったものの、新工場と研究開発拠点の建設に伴う一時費用が発生したため減益となりました。今後は多様な食品加工を支える食品素材の開発や製造において当社グループの経験やノウハウを融合させ、新たな価値創造拠点として活用してまいります。

以上の結果、売上高は192億円（前連結会計年度比1.9%減）、営業利益は4億71百万円（同55.3%減）となりました。

(不動産事業)

不動産事業は、岡山市で新規に物流倉庫の賃貸を開始したこと等により売上高・営業利益ともに前期を上回り、売上高19億56百万円（前連結会計年度比5.2%増）、営業利益9億21百万円（同5.1%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,052億74百万円（前連結会計年度比0.0%減）、営業利益は37億42百万円（同41.1%減）となりました。

営業外損益においては、フィンゴリモド「FTY720」の開発権及び販売権の許諾に基づく受取ロイヤリティーについて、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬株式会社とNovartis Pharma AG（以下、「ノバルティス社」）との間で仲裁手続きが進行中であることを受け、ノバルティス社が契約の有効性について疑義を提起している部分について収益としての認識を行いませんでした。なお、収益の認識を行わない部分につきましては、仲裁終結時に、その結果に応じて一括して収益認識される可能性があります。タイの関連会社では海外粗糖相場低迷に伴い販売単価が下落し、また、沖縄、鹿児島に関連会社では天候不順による原料サトウキビの低糖度の影響もあり、持分法による投資損失を計上いたしました。そのため、経常利益は103億14百万円（同24.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は68億62百万円（同17.5%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	売上高	構成比率
砂糖事業	84,117	79.9
フードサイエンス事業	19,200	18.2
不動産事業	1,956	1.9
合計	105,274	100

2. 設備投資及び資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

3. 対処すべき課題

当社グループは、砂糖事業が売上高の80%近くを占めており、当該事業を取り巻く環境の変化による影響、農業政策や通商政策の影響を受けやすい事業構造にあります。また、少子高齢化や今後の人口減少、加糖調製品の輸入増加などにより砂糖消費量は漸減が見込まれております。一方、前述の通り受取ロイヤリティーは、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬株式会社とノバルティス社との間で、仲裁手続きにおいて疑義が提起されている部分について収益の認識を行わないこととした結果、2020年3月期は大幅に経常利益が減少する見込みであります。

このような状況下、これまでの収入を活用し行ってきた投資の早期果実化や新たな収益構造の確立が喫緊の課題であり、以下の施策の実行に鋭意取り組んでまいります。国内砂糖事業につきましては、安定供給という社会的責任を果たしながら、生産、価格戦略、販売体制、物流に至るまで全てのフェーズにおいて最適化を図り、一層の効率向上を進めてまいります。海外砂糖事業につきましては、当社がこれまで培ってきた精糖技術、商品開発、販売のノウハウを、シンガポールのSIS'88 Pte Ltdや中国の中糧糖業遼寧有限公司において活用し、事業の価値向上を図ってまいります。また、タイの関連会社との連携を更に強化し、増大する高品質砂糖需要に対応することで収益の拡大を実現してまいります。

フードサイエンス事業につきましては、糖の科学的知識を武器に、健康寿命の延伸や運動パフォーマンスの向上、健康と美味しさの融合等の領域で、新たなかつ存在感のある事業として、M&Aなどの手法も用いながら早期収益化の実現を図ってまいります。

不動産事業につきましては、賃貸物件のリノベーションの他、岡山市及び神戸市長田区に有する不動産の開発を進め、安定的な収益確保を目指してまいります。

研究開発部門では、バガス（サトウキビの搾汁後に残る固形物）からポリフェノールなどの有価物の製造及び応用利用の開発、サトウキビ農業の安定化、高収益化を目指し、栽培改善技術の開発を進める等、今後も環境に優しい植物であるサトウキビを最大限活用することで新たな事業創造を行ってまいります。

また、これら施策を確実に、かつ迅速に実行するため、業務改革と人材育成を積極的に進めてまいります。

株主各位におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第92期 (2015.4.1~2016.3.31)	第93期 (2016.4.1~2017.3.31)	第94期 (2017.4.1~2018.3.31)	第95期 (当連結会計年度) (2018.4.1~2019.3.31)
売上高 (百万円)	101,379	103,177	105,291	105,274
経常利益 (百万円)	12,796	12,494	13,609	10,314
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	7,581	7,482	8,313	6,862
1株当たり当期純利益 (円)	283.88	280.19	311.33	257.00
総資産 (百万円)	120,500	121,549	131,852	139,867
純資産 (百万円)	77,401	83,682	89,871	95,063

(注) 1. 2016年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いましたので、第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度(第94期)の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第92期 (2015.4.1~2016.3.31)	第93期 (2016.4.1~2017.3.31)	第94期 (2017.4.1~2018.3.31)	第95期(当期) (2018.4.1~2019.3.31)
売上高 (百万円)	65,789	65,504	63,445	61,168
経常利益 (百万円)	11,191	10,842	12,652	10,127
当期純利益 (百万円)	7,071	7,569	8,589	7,326
1株当たり当期純利益 (円)	264.78	283.44	321.68	274.40
総資産 (百万円)	83,244	84,967	93,987	95,561
純資産 (百万円)	57,706	63,560	69,043	73,167
溶糖量 (ト ン)	427,044	421,434	406,000	402,224

(注) 1. 2016年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いましたので、第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度(第94期)の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

5. 重要な子会社の状況等

(1)重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権 比率 (%)	関係内容
北海道糖業(株)	東京都 千代田 区	1,600	砂糖事業	57.3	同社が生産した原料糖を商社を通じて仕 入れています。 役員の兼任 ー
スプーンシュガー(株)	神戸市 東灘区	50	砂糖事業	100.0	加工糖の製造、構内荷役業務及び食品素材 製品の加工の委託先であり、包装資材の仕 入先であります。 役員の兼任 ー
生和糖業(株)	鹿児島 県 鹿児島 市	187	砂糖事業	65.0	同社が生産した原料糖を商社を通じて仕 入れています。 役員の兼任 ー
(株)平野屋	大阪市 浪速区	30	砂糖事業	53.3	製品の販売先であります。 役員の兼任 ー
SIS'88 Pte Ltd	シンガ ポール	666	砂糖事業	70.0	役員の兼任 ー
Asian Blending Pte Ltd	シンガ ポール	7	砂糖事業	70.0	役員の兼任 ー
(株)タイショーテクノス	東京都 中央区	97	フードサイ エンス事業	100.0	製品等の販売及び原材料・商品等の仕入先 であります。 役員の兼任 ー
ニュートリー(株)	三重県 四日市 市	215	フードサイ エンス事業	51.0	製品の販売先であります。 役員の兼任2名

(注) 1. 2018年10月にSIS'88 Pte Ltdの株式を70%取得し、同社及び同社連結子会社であるAsian Blending Pte Ltdを連結子会社といたしました。

2. Asian Blending Pte Ltdに対する当社の議決権比率は、当社の子会社であるSIS'88 Pte Ltdを通じ
ての間接所有分です。

(2)その他

①2018年7月に持分法適用会社Kaset Phol Sugar Ltd.の大型設備投資に伴う株主割当増資に応じ、同社に
対する当社の議決権比率は28.4%となりました。

②2019年2月に中糧糖業遼寧有限公司の持分の20%を取得いたしました。

6. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは砂糖、食品素材及び栄養療法食品等の製造、販売と不動産の賃貸等を主な事業としております。事業部門別の主要な製品等は以下の通りであります。

事業内容	主要製品等
砂糖事業	原料糖、精製糖、ビート糖、液糖、加工糖
フードサイエンス事業	機能性甘味料（「パラチノース」、「パラチニット」）、さとうきび抽出物、食品保存料、食品香料、食品用天然色素、寒天、カラギーナン、栄養療法食品、嚥下障害対応食品
不動産事業	土地・店舗・倉庫・オフィス・住宅の賃貸業、太陽光発電による電気の供給・販売業

7. 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

(1) 当社

本社 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号

営業所 東部営業部（東京都中央区）、関西営業部（大阪市中央区）、九州営業部（福岡市東区）、フードサイエンス営業部（東京都中央区）

工場 千葉工場（千葉縣市原市）、神戸工場（神戸市東灘区）、福岡工場（福岡市東区）

（注）2019年2月28日付で長田工場は閉鎖いたしました。

(2) 子会社

北海道糖業株式会社	本社：東京都千代田区
スプーンシュガー株式会社	本社：神戸市東灘区
生和糖業株式会社	本社：鹿児島県鹿児島市
株式会社平野屋	本社：大阪市浪速区
SIS'88 Pte Ltd	本社：シンガポール
Asian Blending Pte Ltd	本社：シンガポール
株式会社タイショーテクノス	本社：東京都中央区
ニュートリー株式会社	本社：三重県四日市市

8. 使用人の状況（2019年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
砂糖事業	801名	191名増
フードサイエンス事業	291名	13名増
不動産事業	2名	－
全社（共通）	107名	14名増
合計	1,201名	218名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。（嘱託社員を除く。）
 2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者であります。
 3. 当連結会計年度において、株式の取得に伴い、SIS'88 Pte Ltd及び同社連結子会社であるAsian Blending Pte Ltdを新たに連結子会社にしたことにより、使用人数が砂糖事業において174名増加しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
347名	7名増	41.09歳	17.99年

(注) 使用人数は就業人員であります。（当社からの出向者27名・嘱託社員33名を除く。）

9. 主要な借入先及び借入額（2019年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
農林中央金庫	3,433
株式会社日本政策投資銀行	1,320
三井住友信託銀行株式会社	1,156
株式会社みずほ銀行	745

II 会社の現況

1. 株式の状況（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,333,480株（うち自己株式1,631,540株）
- (3) 株主数 20,543名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
三 井 物 産 株 式 会 社	8,609,070	32.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,459,300	5.47
豊 田 通 商 株 式 会 社	1,000,000	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	632,500	2.37
双 日 株 式 会 社	500,000	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	497,100	1.86
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	486,064	1.82
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	479,200	1.79
双 日 食 料 株 式 会 社	384,000	1.44
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	349,800	1.31

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（1,631,540株）を控除して算出しております。
2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて、上位となる10名の株主を記載しております。

2. 会社役員の状況（2019年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 取 締 役	雑 賀 大 介 多 胡 祐太郎	CEO、内部監査室、品質保証部担当 専務執行役員、砂糖事業本部、事業創造本部担当 ニュートリー株式会社取締役
取 締 役 取 締 役	野 村 淳 一 三箇山 秀 之	専務執行役員、砂糖生産本部長 専務執行役員、CFO、コンプライアンス担当、 法務・内部統制室、総務人事部、経営企画部、経 理部担当
取 締 役	半 田 純 一	株式会社りそな銀行社外取締役 東京大学大学院経済学研究科特任教授 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナ ーズ・ジャパン代表取締役社長
取 締 役 取 締 役	川 村 雄 介 玉 井 裕 子	株式会社大和総研副理事長 長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士 株式会社国際協力銀行社外監査役
取 締 役 監 査 役（常勤） 監 査 役（常勤）	吉 川 美 樹 鈴 木 徹 金 子 勇 人	三井物産株式会社執行役員食料本部長 ニュートリー株式会社監査役
監 査 役 監 査 役	西 山 茂 飯 島 一 郎	株式会社ツガミ社外取締役

- (注) 1. 取締役 半田純一、川村雄介、玉井裕子、吉川美樹の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木徹、西山茂、飯島一郎の各氏は、社外監査役であります。
3. 財務及び会計に関する相当程度の知見を有している事実
・監査役 西山茂氏は、永年にわたり金融機関において業務執行取締役でありました。
4. 取締役及び監査役の異動
・2018年6月26日開催の第94回定時株主総会の終結の時をもって、監査役 林洋一氏は任期満了により退任いたしました。
・2018年6月26日開催の第94回定時株主総会において、監査役 金子勇人氏は新たに選任され、就任いたしました。
5. 当社は、取締役 半田純一、川村雄介、監査役 西山茂、飯島一郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 取締役 玉井裕子氏は、東京証券取引所の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	150	105	44	4
監査役(社外監査役を除く)	21	21	—	2
社外取締役	25	25	—	3
社外監査役	36	36	—	3

- (注) 1. 当事業年度末の取締役は8名(うち社外取締役4名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であり、そのうち、無報酬の社外取締役が1名在任しております。
2. 監査役の支給人数には、2018年6月26日開催の第94回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 半田純一氏は、株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパンの代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 川村雄介氏は、株式会社大和総研の副理事長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 玉井裕子氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 吉川美樹氏は、三井物産株式会社の執行役員食料本部長であり、当社と同社との間には製品販売等の取引関係、並びに同社が当社の議決権の32.3%を所有する資本関係があります。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 半田純一氏は、東京大学大学院経済学研究科の特任教授であります。当社と同大学との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 玉井裕子氏は、株式会社国際協力銀行の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 鈴木徹氏は、当社の子会社であるニュートリー株式会社の監査役であり、当社と同社との間には製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役 西山茂氏は、株式会社ツガミの社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 半田純一氏は、取締役会11回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
- ・取締役 川村雄介氏は、取締役会11回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
- ・取締役 玉井裕子氏は、取締役会11回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
- ・取締役 吉川美樹氏は、取締役会11回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
- ・監査役 鈴木徹氏は、取締役会11回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
- ・監査役 西山茂氏は、取締役会11回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
- ・監査役 飯島一郎氏は、取締役会11回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。

(5) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しましては、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会で承認を得た総額の範囲内（取締役については1事業年度当たり2億4,000万円以内、監査役については1事業年度当たり7,200万円以内）であることを遵守し、かつ役員の報酬に関する社内規則を設け、これに基づき算定した報酬等の額を取締役会及び監査役会で承認して決定しております。

招集
ご
通知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 68百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 75百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、投資・会計・税務全般に関して、有限責任監査法人トーマツより助言・指導を受けております。ただし、具体的な会計処理に関する助言は含まれておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の取締役会決議の内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすために、取締役は率先垂範し自ら実効ある体制を作ると共に、企業理念、行動基準を定め、全職員に遵守させる。

- ② コンプライアンス担当取締役を置くとともに、内部統制委員会およびコンプライアンス部会を設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
 - ③ コンプライアンスに関する研修や資料の配布などを通じ、使用人のコンプライアンスに対する知識・理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
 - ④ 三井製糖コーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則を定め、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実と内部統制体制の確立を図る。
 - ⑤ 代表取締役直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務執行状況の監視、検証および報告を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 当社の取締役の職務の執行並びに重要な意思決定に係わる情報については、文書保管保存規程に基づき、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理し、必要に応じて、取締役および監査役が閲覧できる体制を整える。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理については、各事業部門において各種規程を整備し日常の業務遂行に関するリスクの管理を行うとともに、リスク管理担当部門がリスク管理規則に従い、評価、管理体制の構築、および指示を行っている。
 - ② 災害、事故、その他重大なリスクに対する緊急対応体制については、該当担当部署が対策マニュアル整備および初期対応を行い、必要に応じて危機管理対策本部を設置し関係部門の統制を図る。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 職務権限・社内意思決定ルールについては、稟議規則他別途定める社内規則に基づき適正かつ効率的に職務が執行される体制を整える。
 - ② 事業本部制並びに執行役員制の採用により、権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに職務遂行の効率性と有効性を向上させる。
 - ③ 中期経営計画および単年度事業計画を定め、業績目標を明確化する。
- (5) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「子会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務づける。
 - ② 子会社のリスク管理については、「子会社管理規程」の定めにより主管本部に加え支援部門を置き指示・情報伝達を行うとともにリスクの把握・管理を行う。
- (6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、三井製糖グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
- (7) その他、会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 三井製糖並びにその子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、コンプライアンス教育および研修を通じコンプライアンスの意識を強化する。

- ② 三井製糖並びにその子会社の業務遂行に関しては、それぞれにおける社内規定および業務手順書の更新により業務の適正を確保する。
 - ③ 内部監査室は、子会社を含めた業務全般に関する監視、検証および提言を行い、業務の妥当性と有効性を確保する。
 - ④ 三井製糖グループは財務報告の適正性と信頼性の確保のための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価し改善を推進する。
- (8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - ② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査役の事前の同意を得る事により、取締役からの独立性を確保する。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- (9) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、およびその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会、その他重要な会議において取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。
 - ② 監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、執行役員会などの重要な会議に出席することができる。
 - ③ 監査役には稟議書他社内の重要書類が回付される。
 - ④ 監査役は代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員との定期的レビューを実施する他、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士および内部監査室等と連携を図る。
 - ⑤ 役職員は監査役監査基準を理解し、監査役監査の実効性を確保する。
- (10) 当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 三井製糖グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 三井製糖グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
- (11) 前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った三井製糖グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を三井製糖グループの役職員に周知徹底する。

(12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(13) 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

- ① 三井製糖グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応することを行動基準に定める。
- ② 三井製糖グループは反社会的勢力からの不当な要求に対して、担当部署を置き研修活動を行うなど体制の整備に努め、警察などの機関、弁護士と連携し情報の収集、対策を行う。

業務の適正を確保するための体制における運用状況の概要

内部統制システムについての主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は、法務・内部統制室を事務局とする内部統制委員会を設置し、当社及び子会社の内部統制の整備と運用、並びにその有効性の維持向上を図っております。また、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況について、当社の内部監査室が評価を行い、必要に応じて見直しをしております。当連結会計年度の運用状況についても、有効であることを確認し、その結果を取締役に報告しております。

(2) コンプライアンス

当社は、内部統制委員会の中にコンプライアンス部会を設置し、各部門長を担当責任者とするコンプライアンス体制を構築しております。当社及び子会社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、社内研修や資料の配布など各種プログラムを通じたコンプライアンス意識の強化を継続的に実施しております。また、当社は、企業倫理ヘルプライン運用規程により企業コンプライアンスに関する相談通報システムを設け、当社及び子会社の役職員が相談及び通報を行うことができる体制を整備しております。更に2018年9月に従前の社内窓口・社外窓口（顧問弁護士）に加え、常勤監査役へのヘルプライン相談窓口を新設し内部通報制度を拡充してコンプライアンス体制の強化・実効性向上に努めております。

なお、当社では、労働災害の撲滅を目標に全社的に労働安全衛生の取り組みを強化し、2017年に労働安全衛生マネジメントシステムOHSAS18001認証取得、更に労働安全衛生のISO規格であるISO45001認証取得に向けた取り組みを進めております。また、社外労働安全衛生専門家による現場確認・指導などを通じ、三井製糖グループ全体として労働安全衛生対策の拡充・安全文化の醸成を進めております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,859	流動負債	35,437
現金及び預金	15,232	支払手形及び買掛金	9,408
受取手形及び売掛金	9,861	短期借入金	4,850
リース投資資産	345	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	19,473	1年内返済予定の長期借入金	1,120
仕掛品	1,835	リース債務	97
原材料及び貯蔵品	4,454	未払費用	3,799
その他	2,662	未払法人税等	1,411
貸倒引当金	△5	役員賞与引当金	52
固定資産	86,008	資産除去債務	108
有形固定資産	53,265	その他の	4,588
建物及び構築物	15,380	固定負債	9,366
機械装置及び運搬具	18,054	長期借入金	2,550
工具、器具及び備品	513	リース債務	351
土地	18,436	繰延税金負債	1,589
リース資産	420	役員退職慰労引当金	268
建設仮勘定	459	退職給付に係る負債	2,812
無形固定資産	8,670	資産除去債務	305
のれん	5,388	その他の	1,489
その他	3,282	負債合計	44,804
投資その他の資産	24,071	(純資産の部)	
投資有価証券	12,786	株主資本	84,622
関係会社出資金	2,128	資本剰余金	7,083
長期貸付金	23	資本剰余金	1,291
退職給付に係る資産	501	利益剰余金	79,157
繰延税金資産	1,008	自己株式	△2,910
リース投資資産	6,912	その他の包括利益累計額	853
その他	768	その他有価証券評価差額金	735
貸倒引当金	△58	繰延ヘッジ損益	36
資産合計	139,867	為替換算調整勘定	△99
		退職給付に係る調整累計額	180
		非支配株主持分	9,587
		純資産合計	95,063
		負債・純資産合計	139,867

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2018年4月1日)
(至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	105,274
売上原価	81,289
売上総利益	23,985
販売費及び一般管理費	20,242
営業利益	3,742
営業外収益	7,775
受取利息及び配当金	67
受取口イヤの	7,467
受取その	240
営業外費用	1,204
支払資産除却	74
固定資産による投資損失	61
持分法による撤去	574
持分法の備	250
持分法の備	243
経常利益	10,314
特別利益	443
投資有価証券売却益	73
補助取得	70
受持人	211
持分変動	88
特別損失	288
固定資産圧縮損失	80
災害による	207
税金等調整前当期純利益	10,468
法人税、住民税及び事業税	3,374
法人税等調整額	△233
当期純利益	7,328
非支配株主に帰属する当期純利益	465
親会社株主に帰属する当期純利益	6,862

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,382	流動負債	19,023
現金及び預金	10,535	買掛金	3,204
売掛金	2,395	1年内償還予定の社債	10,000
リース投資資産	345	1年内返済予定の長期借入金	200
商品及び製品	3,864	リース債務	81
未着商品	76	未払費用	931
仕掛品	1,330	未払法人税等	2,228
原材料及び貯蔵品	1,180	前払費用	1,043
未着原材料	1,417	預り金	71
前払費用	172	役員賞与引当金	171
関係会社短期貸付金	2,800	資産除去債務	44
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	200	その他	107
その他	63	固定負債	940
固定資産	71,179	長期借入金	3,370
有形固定資産	37,951	リース債務	150
建物	7,893	繰延税金負債	318
構築物	934	退職給付引当金	775
機械及び装置	11,093	資産除去債務	697
車両及び運搬具	5	その他	127
工具、器具及び備品	338	負債合計	22,393
土地	17,182	(純資産の部)	
リース資産	367	株主資本	72,486
建設仮勘定	135	資本金	7,083
無形固定資産	415	資本剰余金	1,178
投資その他の資産	32,812	資本準備金	1,177
投資有価証券	2,517	その他資本剰余金	0
関係会社株式	19,829	利益剰余金	67,135
出資	17	利益準備金	1,033
関係会社出資金	2,193	その他利益剰余金	66,102
関係会社長期貸付金	800	価格変動準備金	200
長期前払費用	23	固定資産圧縮積立金	3,380
前払年金費用	242	別途積立金	22,680
リース投資資産	6,912	繰越利益剰余金	39,841
その他	294	自己株式	△2,910
貸倒引当金	△17	評価・換算差額等	681
資産合計	95,561	その他有価証券評価差額金	681
		純資産合計	73,167
		負債・純資産合計	95,561

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2018年4月1日
至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	61,168
売上原価	47,878
売上総利益	13,289
販売費及び一般管理費	10,452
営業利益	2,837
営業外収益	7,730
受取利息及び配当金	169
有価証券利息	0
受取ロイヤリティ	7,466
その他	93
営業外費用	439
支払利息	7
社債利息	27
固定資産除却損	45
設備撤去費	186
環境対策費	110
その他	63
経常利益	10,127
特別利益	249
投資有価証券売却益	72
受取保険金	177
特別損失	148
災害による損失	148
税引前当期純利益	10,228
法人税、住民税及び事業税	2,976
法人税等調整額	△75
当期純利益	7,326

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

三井製糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 嘉雄 印

公認会計士 山田 知輝 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井製糖株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

三井製糖株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 知輝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井製糖株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

三井製糖株式会社 監査役会

監査役(常勤) 鈴木 徹 ⑩
監査役(常勤) 金子 勇 人 ⑩
監査役 西山 茂 ⑩
監査役 飯島 一郎 ⑩

(注) 監査役(常勤)鈴木徹、監査役 西山茂及び監査役 飯島一郎の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京4階 「山吹」

電話 (03) 3211-5211



交通

「大手町」駅（三田線、千代田線、半蔵門線、丸ノ内線、東西線）
「C13b出口」より地下通路でホテル地下1階に直結しております。
「東京」駅（JR）「丸の内北口」 徒歩約8分

お願い

会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。

